

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業 業務委託仕様書

1 事業の名称

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業

2 事業のねらい

令和6・7年度に実施した発達障害診断待機解消モデル事業（以下「モデル事業」という。）で得られた成果や課題を踏まえ、モデル事業で構築した県南西部保健医療圏域における発達障害診療ネットワークの知見等を基礎とし、県内各地域における発達障害診療ネットワークを強化することにより、発達障害診断待機期間の短縮等を図る取組をモデル的に実施する。

3 契約期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

6,499,963円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

本業務を受託し実施する医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、発達障害診療の拠点医療機関として、以下の（1）から（3）までの全てに取り組むこととする。

（1）診療ネットワークの構築とコーディネート

実施医療機関が中心となり、地域の発達障害の診療等を行う医療機関（以下「診療医療機関」という。）同士のネットワーク（以下「診療ネットワーク」という。）を構築する。

診療ネットワークの構築に際し、実施医療機関は発達障害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、診療ネットワークの構築や運営のコーディネート、地域の医療機関や関係機関との調整等を行う。

（2）診療ネットワークの運営・拡大

診療ネットワークにおいて、参加する診療医療機関相互のコンサルテーション（以下「相互コンサルテーション」という。）や診療の引継ぎを実施する。また、実施医療機関が中心となり、診療医療機関や地域の小児科等の医療機関（以下「地域医療機関」という。）の診療ネットワークへの新規参加を促進する。

（3）人材育成

実施医療機関が中心となり、診療ネットワークにおいて、地域医療機関等が診療を引き継げるよう、陪席研修や相互コンサルテーションを実施する。

6 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業は、二次保健医療圏域において実施するものとする。ただし、隣接等の二次保健医療圏域を含めて事業実施することを妨げない。
- (2) 5(1)のコーディネーターの配置経費については、新規又は増員配置に伴うものを対象とする。
- (3) 事業の実施に際しては、地域の医師会等とも連携し、広く周知を行うこと。
- (4) 実施医療機関は岡山県(以下「県」という。)の許可を得て、他の医療機関に事業の一部を委託することができる。

7 事業執行計画書の提出

契約締結後、速やかに事業執行計画書を作成し、県に提出すること。

また、各事業の進め方・手法等については、計画段階から県と調整、協議すること

8 事業実施報告書の提出

5の事業をどのように実施し、それにより圏域等の発達障害の診断待機期間の状況がどの程度改善されたのか。また、どのような課題があり、今後改善するためにどのようなことを実施するべきか等について検討を行った上で報告書を作成し、県に提出すること。

9 委託料の支払方法

委託料の支払いは、原則、委託事業の完了後、実施医療機関が県に提出する事業実施報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、県と協議の上で決定するものとする。